

環境アセスメントに係るお知らせ

令和7年5月7日

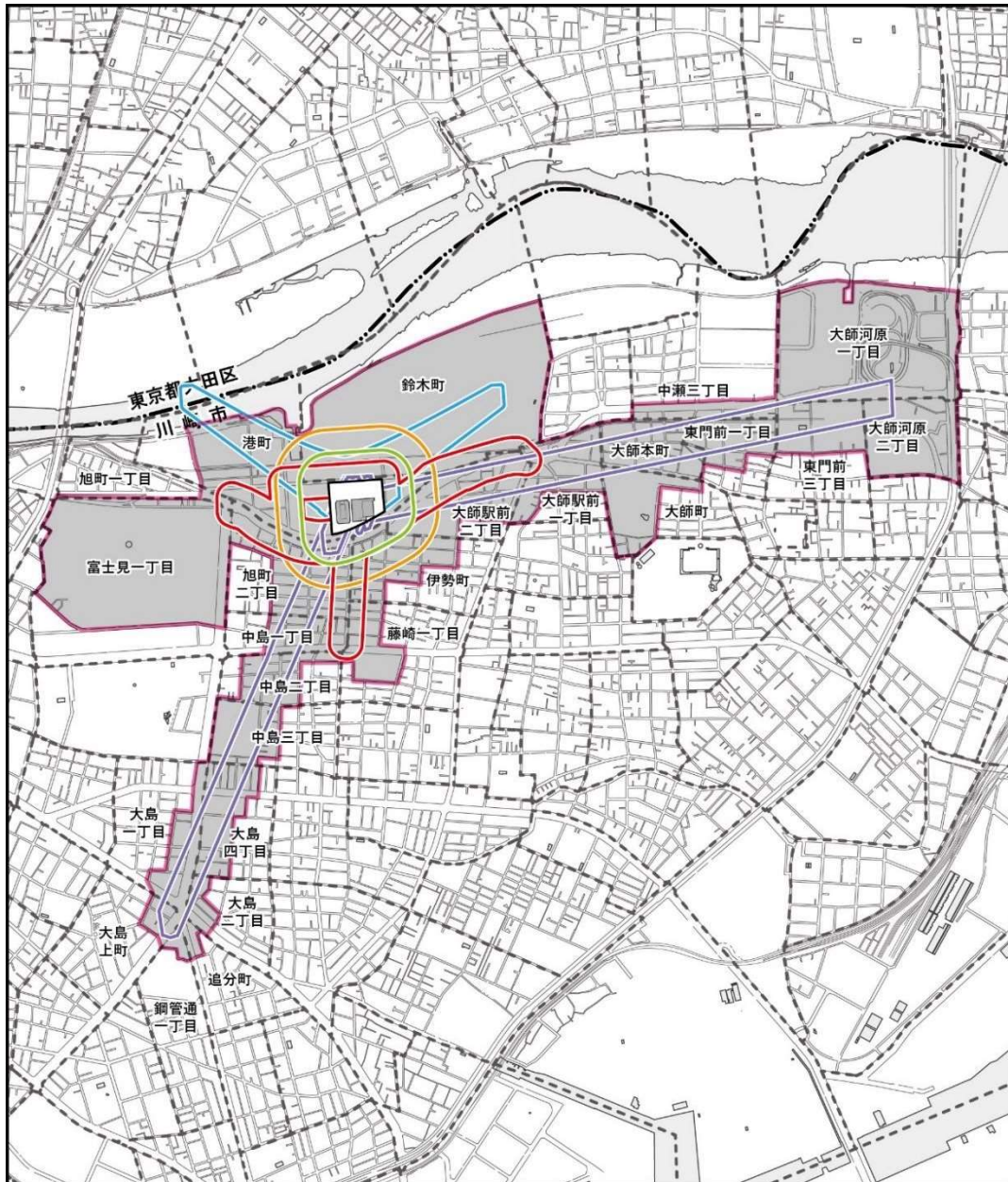
川崎市環境影響評価に関する条例第22条第2項に基づき（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画に係る条例
見解書の写しの縦覧を次のとおり行います。

※「条例見解書」とは、条例環境影響評価準備書に係る市民意見等に対する指定開発行為者の見解を示した
ものです。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	日鉄興和不動産株式会社 代表取締役社長 三輪 正浩
	名 称	（仮称）鈴木町駅前南地区開発計画
	種 類	高層建築物の新設（第2種行為） 住宅団地の新設（第2種行為） 大規模建築物の新設（第2種行為）
	実施区域	川崎市川崎区港町12-1
	目 的	住宅の新設、商業施設の新設
	内 容	計画地面積：約26,450㎡ うち、約8,320㎡（住宅）、約8,620㎡（商業） 建築物の最高高さ：約90m（住宅） 延べ面積：約61,870㎡（住宅）、約7,070㎡（商業）
	施行期間	2026年1月～2030年10月（予定）
縦覧のお知らせ	縦覧期間	令和7年5月7日（水）から令和7年5月21日（水）まで
	縦覧場所及び時間	■川崎区役所（2階）・田島支所（仮庁舎）・大師支所（仮庁舎2階） 午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ■環境局環境評価課（市役所本庁舎20階） 午前8時30分から午後5時15分まで。土曜日、日曜日及び祝日は除く。 ※すべての縦覧場所で開始日（5月7日）は午前10時から行います。
	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会（以下「条例公聴会」）の開催について	市長は、意見を述べたい旨の申出があった場合で必要があると認めるときは、条例公聴会を開催します。開催する場合は、開催日の14日前までにその旨を公告及び周知いたします。 条例公聴会は、6月21日（土）日中の開催を予定しています。 条例公聴会については、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	条例公聴会において意見を述べたい旨の申出の提出について	申出書の記載内容（申出書の様式）及び申出ができる方は、川崎市環境影響評価に関する条例及び公聴会に関する事務取扱要綱で規定されています。詳しくは、各縦覧場所の図書に備えられている意見を述べたい旨の申出書、もしくはホームページをご覧ください。
	ホームページ	ホームページから条例見解書の閲覧、条例公聴会で意見を述べたい旨の申出ができます。  検索 川崎市 アセス図書の公表  https://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-12-1-0-0-0-0-0-0.html
問合せ先		川崎市環境局環境対策部環境評価課（市役所本庁舎20階） 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電 話：044-200-2156 ファクス：044-200-3921

関係地域の範囲

区域	関係町丁名
川崎区	港町、鈴木町、中瀬三丁目、大師河原一丁目、大師河原二丁目、東門前一丁目、東門前三丁目、 大師本町、大師町、大師駅前一丁目、大師駅前三丁目、伊勢町、旭町一丁目、旭町二丁目、 富士見一丁目、中島一丁目、中島二丁目、中島三丁目、藤崎一丁目、大島一丁目、大島二丁目、 大島四丁目、大島上町、追分町、鋼管通一丁目（町丁の全域または一部）



凡 例		: 計画地		: 関係地域
		: 都県界		
		: 計画敷地境界から100mの範囲		
		: 最寄りの幹線道路に至るまでの工事用車両及び施設関連車両の走行経路沿道50m範囲		
		: 計画敷地境界から計画建築物の最高建物高さの約2倍(約180m)の範囲		
		: 日照障害が及ぶ範囲		
		: テレビ受信障害が及ぶ範囲		
		0 200 400 1,000m		